

他課通知追加案内(案)

他課にて、市民に対し発出しているお知らせや通知等の余白に、空家等対策について掲載してもらえよう、調整する予定であり、掲載内容について検討するもの。

QR ←市ホームページ「空家等に関する相談窓口のご案内」

■課税課：納税通知書へ同封する「固定資産税・都市計画税のお知らせ」

<現在>

***特定空家等の敷地の固定資産税・都市計画税は約4倍になります。**

空家等対策の推進に関する特別措置法により、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、所有者は適切な管理に努める義務があります。不適切な管理の空家等として特定空家等に指定され、勧告された場合、その敷地の住宅用地の固定資産税・都市計画税に対する課税標準額の減額の特例が、原則、適用外になり、約4倍になります。

〈特定空家等の指定と措置〉※特定空家等の指定と措置は、市環境政策課が取り扱っています。

調査 → 特定空家等に指定 → 助言・指導 → 勧告（住宅用地特例の適用対象外） → 命令 → 行政代執行

<修正案>

***「空き家」のどうしよう？を相談できる窓口があります。**

市では専門的なアドバイスを無料で受けられるよう、相談窓口を設置しております。相続などの法律や手続き、不動産、建物、敷地境界、融資などの金銭面、維持管理など、まずは市環境政策課までご相談ください。

***空き家を適切に管理せず放置していると、敷地の固定資産税・都市計画税は約4倍になります。**

不適切な管理の空家等として、市が「特定空家等」に認定し勧告した場合、その敷地の住宅用地の固定資産税・都市計画税に対する課税標準額の減額の特例が適用外になり、税が約4倍になります。認定について詳しくは、市環境政策課まで。

■その他

居住していた家が空き家になったら…

- 家を引き継ぐ人・管理する人を決めましょう。
- 家の今後（使用・売却・賃貸・解体など）を検討しましょう。
- 自治会やご近所と連絡先を交換しましょう。（特に引き継ぐ人・管理する人の連絡先）

空き家の困ったを相談できる窓口があります。まずは、市 環境政策課までご相談ください。 QR

あなたの家が空き家になる前に ～あなたや家族が困る前に～

あなたや家族、ご近所などが困らないように家の「その後」を準備しましょう。

- 家を引き継ぐ人・管理する人を決める。
- 家の今後（使用・売却・賃貸・解体など）を考え、共有する。
- 自治会やご近所と連絡先を交換する。（引き継ぐ人・管理する人の連絡先もあわせて）

その他に…

空き家の困ったを相談できる窓口があります。まずは、市 環境政策課までご相談ください。 QR